

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

(産業デジタル推進課)

ページ

号 外 (二) 令 和 五 年 十 月 十 一 日

規 則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

テクノプラザものづくり支援センター条例施行規則

第一条中「岐阜県科学技術振興センター条例」を「テクノプラザものづくり支援センター条例」に改める。

第二条第一項中「以下この条から第四条まで」を「次条、第四条及び別表第一」に改める。

第三条第二項中「取り消し」の下に「若しくは使用の停止を命じ」を加え、「利用不承認(取消)通知書」を「利用不承認(取消・停止)通知書」に改める。

第九条第一項第一号中「センター」を「テクノプラザものづくり支援センター(以下「センター」という。)」に改める。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一(第二条関係)
一本館

区 分 受 付 開 始 日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和五年十月十一日

多目的ホール	使用を開始しつひつひる日の属する月の十一日前の日の初日
会議室	使用を開始しつひつひる日の属する月の六日前の日の初日
実証室	使用を開始しつひつひる日の属する月の三日前の日の初日

二 第一別館

区 分	受 付 開 始 日
研修室及び講師控室	使用を開始しつひつひる日の属する月の三日前の日の初日

三 第二別館

区 分	受 付 開 始 日
研修室	使用を開始しつひつひる日の属する月の三日前の日の初日

四 ヘンチャーファクトリー

区 分	受 付 開 始 日
ベンチャーファクトリー	知事が別に定める日

別表第一備考第一号中「多目的ホール又は会議室を」を削り、「指定管理者」を「知事」に改める。

別表第二一の表同時通訳設備の項を削る。

別表第二二の表中「及び研修室」を、「実証室、研修室及び講師控室」に改め、同表オーバーヘッドプロジェクターの項、スライド映写機の項、コンパクトディスクプレーヤー(カセットテープレコーダー付)の項及び第四会議室映像音声受信設備(テレビ会議装置を含む。)の項を削る。

別表第二備考第二号及び第三号中「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別記第一号様式注及び別記第一号様式の二注中「岐阜県科学技術振興センター指定職員」を「テクノプラザものづくり支援センター指定管理者」に、「とする。」を「と

する。なお、指定管理者が必要と認める場合は、この様式に準じて指定管理者が別に定める様式によることができるものとする。」に改める。

別記第一号様式中「岐阜県科学技術振興センター指定管理者」を「テクノプラザものづくり支援センター指定管理者」に改める。

別記第三号様式中「利用不承認(取消)通知書」を「利用不承認(取消・停止)通知書」に、「取り消した」を「取り消した・停止を命じます」に、「(取消しの)」を「(取消しの・停止の)」に、「の通知を受けた」を「がであったことを知った」に改め、同記第五号中「岐阜県科学技術振興センター指定管理者」を「テクノプラザものづくり支援センター指定管理者」に改める。

別記第五号様式から別記第八号様式までの規定中「岐阜県科学技術振興センター指定管理者」を「テクノプラザものづくり支援センター指定管理者」に改める。なお、指定管理者が必要と認める場合は、この様式に準じて指定管理者が別に定める様式によることができるものとする。」に改める。

別記第五号様式から別記第八号様式までの規定中「岐阜県科学技術振興センター指定管理者」を「テクノプラザものづくり支援センター指定管理者」に改める。

附 則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」といふ。)がある場合においては、この規則による改正後のテクノプラザものづくり支援センター条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。